

令和6年第2回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：令和6年2月27日(火) 午後2時00分～

ところ：三朝町役場2階 第2会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

村岡委員、松浦委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 三朝町職員の試し出勤実施要綱について
- (4) 令和5年度準要保護児童生徒の認定について【非公開】
- (5) 令和6年度準要保護児童生徒の認定について【非公開】
- (6) 令和5年度給食標語募集結果について
- (7) 社会教育課事業について
- (8) 鳥取県指定文化財の指定について
- (9) 図書館事業について

5 議 事

議案第1号 令和5年度教育関係費補正予算(令和6年3月)について

議案第2号 令和6年度教育関係費当初予算について

議案第3号 三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第4号 町立学校教職員の処分について【非公開】

議案第5号 三朝町教育委員会表彰について

6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について【非公開】
- (2) 三朝町学校給食費単価の改定について
- (3) みささ生涯学習推進プラン(仮称)の計画骨子(案)について

7 その他

8 閉 会

次回 臨時会 令和6年3月12日(火) 14:00～

定例会 令和6年3月 日() : ～(: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【2月】			
2月1日 (木)	～ 2日	全国町村教育長会常任理事会	東京
2月2日 (金)	13:30-	市町村教育委員会委員等研修会	倉吉体育文化会館
		倉吉北高一般入試合格発表	
2月5日 (木)	10:40-	多賀町オンライン交流 (小学3年生)	
2月7日 (水)	13:30-	校長会	
2月8日 (木)		県立高校特色入試合格発表	
2月13日 (火)	13:00-	小学校入学説明会	小学校
2月21日 (水)	10:30-	総務教育常任委員と教育委員の教育懇談会	
2月22日 (木)	9:30-	スクラム教育連絡協議会	
	16:30-	学校給食会理事会	
2月26日 (月)	13:30-	第3回小中学校運営協議会	中学校
2月27日 (火)	12:15-	城陽市立寺田南小学校オンライン給食交流 (給食委員会)	小学校
	14:00-	教育委員会定例会	
2月29日 (木)	～ 1日	総務教育常任委員会協議会	
【3月】			
3月2日 (土)	～ 3日	県教委教職員人事異動ヒアリング	白兔会館
3月5日 (火)	13:30-	校長会	
	15:00-	共同学校事務室協議会	
	～ 6日	県立高校一般入試	
3月7日 (木)	～22日	三朝町3月定例議会	
3月8日 (金)	9:30-	中学校卒業式 (60名)	文化ホール
3月12日 (火)	14:00-	教育委員会臨時会	
	14:30-	臨時校長会	
		令和5年度末教職員人事学校長内示	
3月14日 (木)		県立高校一般入試合格発表	
3月15日 (金)	9:30-	小学校卒業式 (46名)	小学校
3月22日 (金)		小中学校修了式	

- ・ 4月2日 教職員着任式
- ・ 4月9日 小中学校始業式
- ・ 4月10日 小中学校入学式 (午前：小学校、午後：中学校)

※10月16日～24日 移転作業休業日 (小学校)

報告事項(2)

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【条例改正の理由】

鳥取県中部地区特別職報酬等審議会による「町長等の給料及び町議会議員の議員報酬」に係る答申において、人事院勧告の内容、経済情勢等を総合的に判断して、特別職の給料月額の上昇額が示されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

【条例改正の概要】

(1) 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

町長、副町長、教育長の給料月額を答申により示された額に引き上げる。

(2) 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

鳥取県中部地区特別職報酬等審議会による答申により、町議会議員の報酬月額も改定される予定であり、議員報酬月額を参考にして金額を設定している特別職非常勤の職員の報酬を引き上げる。また、今回の報酬額の見直しに併せて、選挙管理委員会委員長及び委員の報酬額についても見直すこととする。

【施行の日】

施行期日は、令和6年4月1日とする。

三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例及び三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	<u>829,000円</u>	町長	<u>827,000円</u>
副町長	<u>663,000円</u>	副町長	<u>662,000円</u>
教育長	<u>622,000円</u>	教育長	<u>621,000円</u>

(三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬の額	内国旅行の旅費	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 <u>36,000円</u>	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。	監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 <u>33,000円</u>	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
	識見を有する者の中から選任された委員 月額 <u>55,000円</u>			識見を有する者の中から選任された委員 月額 <u>50,000円</u>	
教育委員	月額 <u>40,000円</u>		教育委員	月額 <u>37,000円</u>	
農業委員	略		農業委員	略	
	会長の職務代理者 基本給 月額 <u>42,000円</u> 能率給 略			会長の職務代理者 基本給 月額 <u>40,000円</u> 能率給 略	
	委員 基本給 月額 <u>40,000円</u> 能率給 略			委員 基本給 月額 <u>37,000円</u> 能率給 略	
農地利用最適化推進委員	基本給 月額 <u>40,000円</u> 能率給 略		農地利用最適化推進委員	基本給 月額 <u>37,000円</u> 能率給 略	
選挙管理委員	委員長 日額 <u>8,300円</u> 委員 日額 <u>6,400円</u>		選挙管理委員	委員長 日額 <u>7,800円</u> 委員 日額 <u>6,000円</u>	

選挙長	1 回につき 10,800円 (当該選挙が無投票と なった場合にあっては 8,300円)	選挙長	1 回につき 10,800円 (当該選挙が無投票と なった場合にあっては 7,800円)
略		略	
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告事項(3)

三朝町職員の試し出勤実施要綱について

1 目的

ストレス等に起因したメンタルヘルス不全の状態に陥ったりその他の傷病等により 60 日以上病気休暇期間中又は休職期間中の三朝町職員（以下「休業中の職員」という。）が、職場復帰前に一定期間継続して試験的に出勤すること（以下「試し出勤」という。）により、職場復帰に関する不安を緩和し、職場復帰を円滑に行うことを目的とする。

2 制度概要

- (1) 対象者は、休業中の職員のうち、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した職員が、自己の意思に基づき職場復帰前に期限を限って職場に出勤し、自らの復帰意欲の増幅と職場環境への慣れを習得するための訓練を実施する。
- (2) 試し出勤の実施期間は、原則 1 月程度とするが、実施状況及び休業中の職員の意向を踏まえ適当と判断される場合には、実施期間を短縮又は延長できる。
- (3) 試し出勤を希望する者からの申出により実施することとし、実施内容は主治医の意見を踏まえて、総務課長及び所属長が当該職員との話し合いにより決定する。
- (4) 試し出勤の実施内容は、段階的にその職務の量、内容等を調整し、当該職員に対して急に多大な負担がかかることのないように配慮するとともに、職務権限の行使を伴う職務に就かせることはできない。
- (5) 試し出勤期間中は、試し出勤自己評価表、試し出勤報告書、面談実施状況書等を作成し、復帰に向けた判断材料とする。
- (6) 試し出勤実施期間は、公務災害の対象外であるため、町が傷害保険に加入する。

3 施行日

令和 6 年 2 月 1 日

報告事項(4)

令和5年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和5年度準要保護児童生徒（次年度入学予定者新入学児童生徒学用品費支給）の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱
（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(5)

令和6年度準要保護児童生徒の認定について

次のとおり令和6年度準要保護児童生徒の認定について、三朝町就学援助費交付要綱（平成20年教委告示第8号）第4条の規定により決定したので、本委員会へ報告する。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町就学援助費交付要綱

（対象者）

第2条 就学援助費の交付対象者は、次の各号に掲げる者で三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものとする。

第2条(1)ア	要保護者（生活保護法第6条第2項）
第2条(1)イ(ア) a	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
b	市町村民税の非課税
c	市町村民税の減免
d	個人の事業税の減免
e	固定資産税の減免
f	国民年金の保険料の減免
g	国民健康保険税の減免
h	児童扶養手当の支給
i	世帯更正貸付補助金の借受者
第2条(1)イ(イ) a	失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
b	職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者
c	P T A会費又は学級費等の納付金が減免されている者
d	学校納付金の納付が困難な者、被服、学用品、通学用品等に不自由している者又は生活状態が極めて悪いと認められる者
e	経済的な理由による欠席日数が多い児童等の保護者
f	a から e までに掲げるもののほか、やむを得ない理由により所得が著しく減少した者又は家族の病気等により支出が著しく増大した者で、教育委員会が援助する必要があると認めるもの

報告事項(6)

令和5年度全国学校給食週間における給食標語コンテスト入賞者について

【受賞作品】

○教育長賞

三朝のめぐみ いっぱい食べて 三朝っ子

三朝小学校6年 入江 彩

○教育委員会賞

三朝の給食 世界一

三朝小学校3年 河本 芙玖音

○調理センター所長賞

ここだけしかない ふるさとの味 残さないで食べちゃおう

三朝小学校4年 大丸 尚将

○調理員賞

大食缶 開けた瞬間「おいしそう!」

三朝中学校3年 渡邊 萌奈

○栄養士賞

いただきます 給食食べれば 幸せいっぱい

三朝中学校1年 山根 惺

【社会教育課】 令和6年2月～3月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
2月 4日	日	8:30	スキー・スノーボード教室	恩原高原	32名参加
2月 5日	月	10:00	青少年育成三朝町民会議運営委員会	役場	
		13:30	ネットモニタリング運営委員会	倉吉市	
2月 6日	火	18:30	社会教育委員会 諮問検討会	役場	
2月 8日	木	16:00	ドッジボール福田選手報告会	役場	女子の部 優勝
2月 9日	金	10:30	令和5年度社会教育功労者表彰式	文科省	布廣 覚 氏
2月10日 -12日	土 月		日本遺産の日関連イベント	東京都	
2月13日	火	13:00	鳥取県社会教育研修会	倉吉市	
		19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
2月15日	木	14:00	倉吉地区少年補導センター評議員会	倉吉市	
		19:00	第2回人権教育協力員会議	役場	
2月19日	月	14:00	社会教育・社会体育担当者合同研修会	中部総合事務所	
2月20日	火	19:00	第3回部活動地域移行検討委員会	役場	
2月21日	水	14:00	中部地区学校運営協議会	中部総合事務所	
2月26日	火	13:30	第3回小中学校運営協議会	中学校	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
3月 4日	月	13:30	町文化財保護調査委員会	役場	
3月 6日	水	14:00	日本海新聞ふるさと大賞表彰式	役場	
3月10日	日	9:00	三朝町表彰・教育委員会表彰 表彰式	文化ホール	
3月12日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
3月13日	水	16:00	倉吉地区少年補導センター街頭補導	町内	
3月14日	木	10:00	人権啓発映画『破戒』上映会	文化ホール	3/17(日)も上映

◆日本海新聞ふるさと大賞2023 受賞者・団体について

①地域貢献賞 無声映画「三朝小唄」を語り隊

平成21年に結成された活動弁士の団体。無声映画「三朝小唄」をはじめ、「三徳山投入堂」や「三朝温泉白狼伝説」等を語り伝え、地域文化の伝承に貢献している。

②スポーツ文化功労賞 吉田 奏太（よしだ そうた）（倉吉西高1年）

2023年10月に開催された特別国民体育大会（かごしま国体）の自転車競技〈少年男子ロードレース〉に出場し、同競技で県勢初の快挙となる優勝を成し遂げた。

映画「破戒」上映会の開催

《 人権教育講座 特別開催 》



原作は木下恵介監督、市川崑監督と名だたる巨匠が映画化した今なお読み継がれている島崎藤村、不朽の名作。「なぜ自分の故郷を語れない。なぜ好きな人に気持ちを伝えることができない。」と自らの出自に苦悩し、最後にはある決断をする主人公・丑松役にドラマ・映画で大活躍、2022 年『日経トレンディが選ぶ【今年の顔】』にも選出された実力派人気俳優の間宮祥太郎が圧倒的熱演で観る者の心を揺さぶる。

丑松が想いをよせる志保役に若手女優の中でも特に演技への評価が高い石井杏奈、悩める丑松を支える親友・銀之助役に、出演オファーが引きも切らない若手俳優・矢本悠馬。ほかにも、眞島秀和、高橋和也、竹中直人、本田博太郎、田中要次、石橋蓮司、大東駿介、小林綾子ら名作映画にふさわしい名優たちが勢揃い…

2 回 上 映

3月 14 日 (木) 及び 17 日 (日) 10:00-12:00

三朝町総合文化ホール 多目的ホール

入場無料

事前申込み不要

- 人権教育及び映画鑑賞という視点でも、本作品は良質なものになっています。小学生からお年寄りまで観て楽しみ、人権を尊重することの大切さを感じ、理解することができます。
- 令和6年中、引き続き、総合文化ホールや地区公民館などでの上映を計画します。
- 各集落の集会所等での上映希望があれば、三朝町社会教育課まで御連絡ください。

三朝町 社会教育課 ☎ 43-3518

担当：栗原 / 河中

報告事項(8)

鳥取県指定文化財の指定について

鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定文化財に指定されたので、本委員会へ報告する。

1. 名 称 (1) 神像 10 軀
 (2) 男神騎馬像 2 軀(附脛当 1 組、鐙 1 掛、太刀 2 振、勝手権現御弓箱 1 箱)
2. 所在地 鳥取県東伯郡三朝町大字三徳 1010（三徳山三佛寺）
3. 指定日 令和 6 年 1 月 19 日
4. その他 県指定に伴い、三朝町文化財保護条例第 5 条第 3 項により、町指定有形文化財の指定は解除される。※神像 2 軀 及び 男神騎馬像 2 軀

【神像 10 軀】



【男神騎馬像 2 軀】



正面



右側面

男神全身



馬



附脛当



鐙



勝手権現御弓箱



太刀



※今後、指定文化財の保存・保護を図る事業について県補助金の対象となる。

《参考》

○鳥取県文化財保護条例（昭和 34 年鳥取県条例第 50 号）

（指定）

第 30 条 知事は、記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

○三朝町文化財保護条例

（解除）

第 5 条 町指定有形文化財が町指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

3 町指定有形文化財について法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財の指定があったとき、又は県条例第 4 条第 1 項の規定により鳥取県指定保護文化財の指定があったときは、当該町指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

報告事項(9)

【図書館】令和6年2月～3月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【2月】			
1月26日（金） - 2/18	【企画展示】	三朝町地域協議会Instagramフォトコンテスト 優秀作品展示	16冊展示
2月 1日（木） 14:00-	【研修会議】	令和5年度第2回鳥取県公共図書館協議会	米子市
2月 2日（金）	【研修会議】	資料デジタル化研修	オンデマンド配信
2月 3日（土） 13:00-	【研修会議】	鳥取県立図書館 電子図書館フォーラム	オンライン
2月 7日（水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館 おはなし会	親子55名参加
- 3/ 5	【書籍展示】	ひなまつり特設コーナー	22冊
2月 9日（金） 9:30-	【研修会議】	第29回鳥取県図書館大会 第1回実行委員会	倉吉交流プラザ
2月10日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	20名参加
2月14日（水） 13:30-	【研修会議】	児童サービス専門講座(YA)	オンライン
16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
- 3/27	【書籍展示】	一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会寄贈図書	12冊
2月15日（木） - 4/24	【書籍展示】	春の季節特集／卒業、入学・入園特集	122冊展示
2月20日（火） - 2/28	【企画展示】	ニャンニャンニャン作品展(河内一恵さん作)	
2月24日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	名参加
2月27日（火）	【育児支援】	ブックスタート(6か月健診)	対象親子5組
2月28日（水） 16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
2月29日（木）		休館日(資料整理日)	

【学校への貸出】

(小学校) 1年…どうぶつの赤ちゃんの本

学校図書館…生き物・ものづくりに関する本 ほか 計 19冊

(中学校) 世界遺産に関する本、るるぶ東京 ほか 計 23冊

日 時	内 容		備 考
【3月】			
3月 1日（金） - 3/27	【企画展示】	法務局『土地・建物の相続登記申請の義務化』に関する展示	
3月 6日（水） 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館 おはなし会	
3月 8日（金） 13:00-	【研修会議】	電子書籍勉強会(中部地区)	倉吉市
3月 9日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
3月12日（火）	【育児支援】	5歳児健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
3月13日（水） 10:40-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校
16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
3月17日（日） 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
3月23日（土） 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
3月27日（水） 16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
3月28日（木）		休館日(資料整理日)	
3月29日（金） 13:00-	【定期取組】	東学童 読み聞かせ&工作教室	三徳センター
- 4/18	【企画展示】	世界自閉症啓発デー in 鳥取 2024 パネル展示	

議案第 1 号

令和 5 年度教育関係費補正予算（令和 6 年 3 月）について

次のとおり令和 5 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

令和 5 年度教育関係費 歳入補正予算（令和 6 年 3 月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
県補助金	鳥取県不登校児童生徒支援事業補助金	115	28	143	補助対象者の対象月数増による県補助額増
教育総務課計		115	28	143	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
教育費分担金	三徳山災害復旧費分担金	0	2,268	2,268	三徳山輪光院裏法面崩落復旧工事（受益者負担額）
国庫補助金	国宝重要文化財等保存整備費補助金	1,300	11,543	12,843	三徳山輪光院裏法面崩落復旧工事（補助率70%）
県補助金	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金	790	1,649	2,439	三徳山輪光院裏法面崩落復旧工事（補助率10%）
社会教育課計		2,090	15,460	17,550	

令和 5 年度教育関係費 歳出補正予算（令和 6 年 3 月）案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
総務管理費	台中市石岡区との中学生相互交流事業	4,973	△ 632	4,341	特別旅費不用額減
児童福祉費	放課後児童対策費（西）	14,994	△ 3,157	11,837	指導員報酬、期末手当、光熱水費不用額減
教育総務費	不登校児童生徒支援事業補助金	300	75	375	補助対象者の対象月数増による補助額増
小学校費	小学校外国語指導助手活動費	4,912	△ 500	4,412	社会保険料不用額減
	小学校施設整備事業	1,377,651	△ 34,000	1,343,651	工事請負費不用額減
	小学校遠距離通学費補助金	7,904	△ 1,736	6,168	児童数及び稼業日数見込差額減
	小学校準要保護児童援助費	4,444	△ 1,100	3,344	対象児童見込差額減
	小学校OA機器等備品整備費	5,142	△ 600	4,542	校務用PC契約差額減
	小学校教育振興一般経費	3,091	△ 582	2,509	貸切バス使用料不用額減
中学校費	中学校運営共通一般経費	6,772	△ 538	6,234	委託費不用額減
	特別支援教育費	5,059	△ 386	4,673	報酬不用額減
	外国語指導助手活動費	5,498	△ 591	4,907	社会保険料不用額減

	中学校教育振興一般経費	2,988	△ 581	2,407	貸切バス使用料不用額減
	中学校準要保護生徒援助費	5,330	△ 1,300	4,030	対象生徒見込差額減
保健体育費	調理センター一般経費	33,135	△ 2,822	30,313	報酬、社会保険料、共済組合負担金、光熱水費不用額減
教育総務課計		1,482,193	△ 48,450	1,433,743	

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
体育施設 維持補修費	三朝球場改修事業	9,000	△ 1,584	7,416	事業費（実施設計）確定による不用額減
	美の田テニス場改修事業	11,800	△ 1,672	10,128	事業費（改修工事）確定による不用額減
文化財保存 事業費	三徳山遺跡発掘調査等事業	3,538	△ 400	3,138	事業執行見込による不用額（人件費等）減
	名勝史跡等総合活用整備事業	0	16,491	16,491	三徳山輪光院裏法面崩落復旧工事
社会教育課計		24,338	12,835	37,173	

【図書館】

単位：千円

科 目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
図書館 施設管理費	図書館施設一般管理費	4,520	△ 830	3,690	光熱水費不用額減
図書館計		4,520	△ 830	3,690	

令和5年度教育関係費 繰越明許費補正予算案

【教育総務課】

単位：千円

科 目	中事業名		金 額		主 な 内 容
小学校費	小学校施設整備事業		260,969		賃金、物価の変動に基づく請負金額の変更契約を次年度に行うための繰越
教育総務課計			260,969		

【社会教育課】

単位：千円

科 目	中事業名		金 額		主 な 内 容
文化財保存 事業費	名勝史跡等総合活用整備事業		16,491		三徳山輪光院裏法面崩落復旧工事を次年度に行うための繰越
社会教育課計			16,491		

議案第 2 号

令和 6 年度教育関係費当初予算について

次のとおり令和 6 年度教育関係費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

予算書 ページ	41	予算 科目	2	款	1	項	6	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
国際交流事業費	11,525	10,783	742		11,400		125						

1. 事業の目的

友好交流都市での国際交流体験による、中学生の豊かな感性と国際感覚の育成を図る。

2. 事業の概要

本町の姉妹都市であるフランス共和国ラマルー・レ・バン町への派遣及び、三朝中学校と姉妹校関係にある台中市立石岡国民中学への相互派遣により、ホームステイや学校訪問を行う中で交流を深める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学生手作り訪仏事業	ラマルー・レ・バン町へ中学生を派遣し、ホームステイや小中学校訪問等を行う。ICTを活用した交流も実施。 派遣生徒6名、引率4名分を予算計上。	7,037	過疎債充当
台中市石岡区との 中学生相互交流事業	台湾台中市立石岡国民中学へ中学生を相互派遣し、ホームステイや授業交流等を行う。ICTを活用した交流も実施。 派遣生徒12名、引率5名を予算計上。	4,488	過疎債充当
合 計		11,525	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ	53	予算 科目	3	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
児童福祉対策 事業費	24,295	21,274	3,021	10,132		1,973	12,190						

1. 事業の目的

遊びをととした活動が児童の健全育成に果たす役割の重要性に鑑み、昼間保護者のいない家庭の児童の放課後における居場所の確保を支援し、児童福祉の向上を図る。

2. 事業の概要

就業などにより昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後等に安心して過ごせる生活の場を与える。
学童クラブを開設し、安全面に配慮しながら児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活を支援する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
放課後児童対策費（西）	三朝西学童クラブ（直営） 会計年度職員、施設運営費	17,129	国県 算出基準 利用料
放課後児童対策費（東）	三朝東学童クラブ（三徳地域協議会委託）	7,166	国県 算出基準 利用料
合 計		24,295	

4. その他特記事項

学童利用料の軽減措置

同一世帯において2人以上の児童が利用する場合は、2人目以降の育成料は無料とする。
1月のうち利用日数が10日以内の場合は、育成料を半額免除する。

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	72	予算 科目	10	款	1	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
教育委員会費	2,230	1,909	321				2,230						

1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする。

2. 事業の概要

教育委員の活動に係る各種経費。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
教育委員報酬	教育委員報酬（4名）	1,920	—
教育委員会一般活動費	教育委員会開催、学校及び園訪問、研修会・各種行事等参加	51	—
教育委員視察研修経費	教育委員先進地視察（茨城県大洗町）	259	—
合 計		2,230	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	73	予算 科目	10	款	1	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
教育委員会 事務局費	10,490	9,369	1,121	565		377	9,548						

1. 事業の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育・学術・文化の特質・重要性を踏まえ、教育行政の中立性と安定性の確保を目的とする教育委員会の事務局として特色ある本町の教育の展開を支える。

2. 事業の概要

小中学校の魅力ある取り組みに係る各種経費。
小中学校の児童生徒が共通して取り組む教育事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
不登校児童生徒支援事業 補助金	町内の義務教育段階にある児童生徒が、不登校の児童生徒を指導する学校以外の施設に通う場合、その経費を支援する。	600	県算出基準
学校運営支援員配置事業	支援が必要な児童生徒の増加に伴う指導主事の補佐を主に行うため、学校教育経験者を支援員として事務局に配置。	1,339	—
外国語支援員配置事業	幼児期から小学校にかけての外国語教育の円滑な推進に向け、イングリッシュシャワープログラムを推進する支援員を園及び小学校へ配置。	685	—
教職員指導力向上 研修事業	学校の教育課題や研究推進計画に関し、小中連携の推進や授業づくり等に資する講師を派遣。	269	—
三朝町教育ICT 学びの充実推進事業	学校において日常的に教育ICT機器を活用できる体制を構築するため、ICT支援員及びGIGAスクールサポーターを配置する。	7,597	県1/2
合 計		10,490	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	73	予算 科目	10	款	1	項	3	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																																
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
教育振興費	4,085	4,301	△ 216	2,042	2,000		43																													
1. 事業の目的 町内在住高校生等の教育に係る経済的な負担の軽減。 2. 事業の概要 県内の高等学校等に通学する費用の一部を補助する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生等 遠距離通学費補助金</td> <td>居住している集落から役場までの距離及び、公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を補助。</td> <td>4,085</td> <td>県算定基準 過疎債充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,085</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	高校生等 遠距離通学費補助金	居住している集落から役場までの距離及び、公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を補助。	4,085	県算定基準 過疎債充当													合 計		4,085	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
高校生等 遠距離通学費補助金	居住している集落から役場までの距離及び、公共交通機関を利用する定期券購入費の一部を補助。	4,085	県算定基準 過疎債充当																																	
合 計		4,085																																		
総合計画での位置付け	第 2 節	公共交通の確保				☒ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	74	予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
小学校 管理運営費	20,071	19,049	1,022			553	19,518						

1. 事業の目的

児童が教育を受けるための環境整備。

2. 事業の概要

児童の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	10,489	災害共済掛金 災害共済給付
小学校運営一般経費	小学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	9,582	—
合 計		20,071	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	74	予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																													
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
小学校運営 特別経費	16,684	11,419	5,265				16,684																														
1. 事業の目的 きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。 2. 事業の概要 特別な支援を必要とする児童に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。 外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th><th>事 業 内 容</th><th>予算額</th><th>負担割合等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援教育費</td><td>特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。</td><td>8,038</td><td>—</td></tr> <tr> <td>小学校外国語指導助手活動費</td><td>外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（3年目）。小学校だけでなく園での外国語活動も実施。</td><td>5,261</td><td>—</td></tr> <tr> <td>新小学校開設経費</td><td>小学校新校舎への移転を円滑に進めるための準備を行うとともに、竣工式、供用開始記念行事を実施する。</td><td>3,385</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>16,684</td><td></td></tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項														事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	特別支援教育費	特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。	8,038	—	小学校外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（3年目）。小学校だけでなく園での外国語活動も実施。	5,261	—	新小学校開設経費	小学校新校舎への移転を円滑に進めるための準備を行うとともに、竣工式、供用開始記念行事を実施する。	3,385	—					合 計		16,684	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																		
特別支援教育費	特別な支援を必要とする児童の学校生活に関する支援を行う支援員を配置（3名）。	8,038	—																																		
小学校外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け外国語指導助手を配置（3年目）。小学校だけでなく園での外国語活動も実施。	5,261	—																																		
新小学校開設経費	小学校新校舎への移転を円滑に進めるための準備を行うとともに、竣工式、供用開始記念行事を実施する。	3,385	—																																		
合 計		16,684																																			
総合計画での位置付け		第 1 節	学校教育の充実				☐ 過疎		☐ 辺地																												

予算書 ページ	74	予算 科目	10	款	2	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																																
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
小学校 施設管理費	825,861	1,378,051	△ 552,190	29,421	716,700	78,852	888																													
1. 事業の目的 安心して教育を受けられる学校施設の整備。 2. 事業の概要 施設の維持修繕を適切に行う。 新たな小学校施設の工事を完成させ、備品等の整備を行う。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校施設維持修繕費</td> <td>緊急的な施設維持修繕に係る経費。</td> <td>642</td> <td>基金充当</td> </tr> <tr> <td>小学校施設整備事業</td> <td>新たな小学校施設整備に向けた委託費（工事 監理、意図伝達）及び工事請負費（校舎建設、 屋内外運動場改修、駐車場整備等）。</td> <td>746,609</td> <td>国算定基準 過疎債充当</td> </tr> <tr> <td>小学校新校舎 備品等整備費</td> <td>小学校新校舎の供用開始に向け、必要となる 備品等を整備する。</td> <td>78,610</td> <td>基金充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>825,861</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	小学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	642	基金充当	小学校施設整備事業	新たな小学校施設整備に向けた委託費（工事 監理、意図伝達）及び工事請負費（校舎建設、 屋内外運動場改修、駐車場整備等）。	746,609	国算定基準 過疎債充当	小学校新校舎 備品等整備費	小学校新校舎の供用開始に向け、必要となる 備品等を整備する。	78,610	基金充当					合 計		825,861	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																	
小学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	642	基金充当																																	
小学校施設整備事業	新たな小学校施設整備に向けた委託費（工事 監理、意図伝達）及び工事請負費（校舎建設、 屋内外運動場改修、駐車場整備等）。	746,609	国算定基準 過疎債充当																																	
小学校新校舎 備品等整備費	小学校新校舎の供用開始に向け、必要となる 備品等を整備する。	78,610	基金充当																																	
合 計		825,861																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実				☒ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	74	予算 科目	10	款	2	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
小学校 教育振興費	21,261	22,442	△ 1,181	420		5,532	15,309						

1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2. 事業の概要

遠距離通学児童保護者及び就学援助に必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により児童の学力向上を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
小学校遠距離 通学費補助金	2 km以上離れた集落から通学する児童の保護者に通学費を補助（定期券利用者へは現物を支給）。	6,500	国1/2 (4km以上)
小学校準要保護 児童援助費	経済的理由により就学困難と認められる児童の保護者に学用品費などの援助を行う。	3,826	—
小学校教科書改訂 特別経費	令和6年度の小学校教科書改訂に係る教師用教科書・指導書及びデジタル教科書の整備。	1,047	—
小学校OA機器等 備品整備費	児童用タブレット整備（リース契約5/5年目）及び校務用PC15台更新等。	5,532	基金充当
小学校特別支援教育 就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する児童保護者の経済的負担を軽減する。	989	国1/2
小学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の実施を図る経費。	3,367	—
合 計		21,261	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 2 節	学校教育の充実 公共交通の確保	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	---------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	75	予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校 管理運営費	21,440	16,729	4,711	1,037		682	19,721						

1. 事業の目的

生徒が教育を受けるための環境整備。

2. 事業の概要

生徒の健康管理や災害時の共済給付を行い、安心して教育が受けられる体制を整える。
学校施設維持に必要な経費及び会計年度職員を配置し、安全な施設管理を行う。
教員の働き方改革に資する部活動指導員等を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校運営一般経費	中学校が所管する学校管理運営経費。 学校運営協議会出席者関連経費、需用費、光熱水費、簡易修繕等。	8,456	—
中学校運営共通一般経費	教育委員会事務局が所管する学校管理運営経費。 学校医、会計年度職員、施設保守点検、災害共済給付金等。	11,366	災害共済掛金 災害共済給付
中学校運動部活動 外部指導者派遣事業	運動部活動の充実及び教員の働き方改革を図るため、部活動指導員及び部活動外部指導者を配置。	1,618	指導員 国県2/3 指導者 県1/2
合 計		21,440	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	75	予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校運営 特別経費	13,526	14,417	△ 891			4,266	9,260						

1. 事業の目的

きめ細かな教育の実施による知育・徳育・体育の調和の取れた子どもの育成。

2. 事業の概要

特別な支援を必要とする生徒に対して、支援員を配置し安定した学校生活を支援する。
外国語教育を充実させるため、外国語指導助手を配置する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校特別備品整備費	臨時的な学校備品を整備（リソグラフ更新、用品基金4/5年目）。	198	基金充当
不登校対策支援員 配置事業	不登校傾向にある生徒に対応するため、支援員を配置（1名）。	2,672	基金充当
心の教室相談員設置費	生徒の悩みを軽減するため、心の教室相談員を配置（1名）。	1,060	基金充当
特別支援教育費	特別な支援を必要とする生徒の学校生活における支援を行う支援員を配置（1名）。	2,706	—
外国語指導助手活動費	外国語教育の充実に向け、外国語指導助手を配置（3年目）。	5,704	—
中学校生徒大会等 派遣補助金	三朝中学校生徒が中国大会以上の大会へ出場する際の経費を補助。	1,186	—
合 計		13,526	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	76	予算 科目	10	款	3	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
中学校 施設管理費	4,986	1,441	3,545			4,586	400																													
1. 事業の目的 安心して教育を受けられる学校施設の整備。 2. 事業の概要 施設の維持修繕を適切に行う。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校施設維持修繕費</td> <td>緊急的な施設維持修繕に係る経費。</td> <td>1,026</td> <td>基金充当</td> </tr> <tr> <td>中学校施設改修費</td> <td>中学校1階手洗い排水廻りの修繕工事及び高圧受電設備の更新工事を実施。</td> <td>3,960</td> <td>基金充当</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>4,986</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	1,026	基金充当	中学校施設改修費	中学校1階手洗い排水廻りの修繕工事及び高圧受電設備の更新工事を実施。	3,960	基金充当									合 計		4,986	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																	
中学校施設維持修繕費	緊急的な施設維持修繕に係る経費。	1,026	基金充当																																	
中学校施設改修費	中学校1階手洗い排水廻りの修繕工事及び高圧受電設備の更新工事を実施。	3,960	基金充当																																	
合 計		4,986																																		
総合計画での位置付け		第 1 節	学校教育の充実				☐ 過疎	☐ 辺地																												

予算書 ページ	76	予算 科目	10	款	3	項	2	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
中学校 教育振興費	10,948	13,211	△ 2,263	461		1,245	9,242						

1. 事業の目的

教育活動に必要な支援と保護者の負担軽減を行うことによる教育の充実。

2. 事業の概要

遠距離通学生徒保護者及び就学援助に必要な保護者に対し、経済的な支援を行う。
ICT機器及びデジタル教材などを整備し、GIGAスクール構想の実現により生徒の学力向上を図る。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
中学校教育振興一般経費	教育活動で必要となる校外活動や教材費、学力検査や学校図書の実費を充てる経費。	2,809	—
中学校遠距離通学費補助金	2 km以上離れた集落から通学する生徒の保護者に通学費を補助。	1,800	—
中学校準要保護生徒援助費	経済的理由により就学困難と認められる生徒の保護者に学用品費などの援助を行う。	3,430	—
中学校教科書改訂特別経費	学習指導要領改訂に伴う教科書の変更に対応し、教師用教科書及び指導書等を購入（用品基金4/4年目）。	717	—
中学校OA機器等備品整備費	生徒用タブレット整備（リース契約5/5年目）、周辺機器整備等。	1,245	基金充当
中学校特別支援教育就学奨励費補助金	特別支援学級に在籍する生徒保護者の経済的負担を軽減する。	947	国1/2
合 計		10,948	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 2 節	学校教育の充実 公共交通の確保	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	---------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	77	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	教育総務	課	教育総務	係																							
事業名（大事業）	予算額			財源内訳 (単位：千円)																																
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
青少年育成 事業費	1,245	1,304	△ 59			643	602																													
1. 事業の目的 児童生徒の豊かな感性を育み、将来への多岐にわたる可能性を提供する。 2. 事業の概要 文化芸術鑑賞と成功体験を得た講師による講演会の開催。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年劇場開催事業</td> <td>児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（令和6年度は小学校低学年を対象）。</td> <td>643</td> <td>基金充当</td> </tr> <tr> <td>未来を拓けみささっ子 創造事業</td> <td>世界や全国で活躍されている方を講師に招き、主に中学生へ向けた講演会を実施。</td> <td>602</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,245</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	青少年劇場開催事業	児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（令和6年度は小学校低学年を対象）。	643	基金充当	未来を拓けみささっ子 創造事業	世界や全国で活躍されている方を講師に招き、主に中学生へ向けた講演会を実施。	602	—									合 計		1,245	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
青少年劇場開催事業	児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供する（令和6年度は小学校低学年を対象）。	643	基金充当																																	
未来を拓けみささっ子 創造事業	世界や全国で活躍されている方を講師に招き、主に中学生へ向けた講演会を実施。	602	—																																	
合 計		1,245																																		
総合計画での位置付け		第 1 節	学校教育の充実			☐ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	43	予算 科目	2	款	1	項	8	目	所属：	教育総務	課	調理センター	
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
調理センター 施設費	2,763	3,067	△ 304					2,763					

1. 事業の目的

施設及び調理機器の維持管理を行い、安心安全な給食を提供する。

2. 事業の概要

施設及び調理機器の維持管理を適切に行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター施設管理費	施設及び調理機器の修繕、清掃管理、警備、消防点検等。	2,763	—
合 計		2,763	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	81	予算 科目	10	款	5	項	3	目	所属：	教育総務	課	調理センター	
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
学校給食費	36,012	31,859	4,153		1,500		34,512						

1. 事業の目的

安全で安心な給食を提供するとともに地産地消を推進し、児童生徒の食育推進を図る。

2. 事業の概要

給食調理業務、アレルギー対応食調理業務、衛生管理業務、給食配送業務、地産地消の推進。
計画的な洗米機の更新。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
調理センター一般経費	調理センター運営経費	34,472	—
調理センター施設改修費	洗米機更新	1,540	過疎債充当
合 計		36,012	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ	81	予算 科目	10	款	5	項	3	目	所属：	教育総務	課	調理センター																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																												
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
原油価格・物価 高騰等総合緊急 対策事業	778		778				778																													
1. 事業の目的 物価高騰による学校給食費の増額分における激変緩和措置を行い、子育て世帯の負担軽減を図る。 2. 事業の概要 学校給食費の増額分における激変緩和措置額を公費負担する。 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費負担軽減事業</td> <td>物価高騰による学校給食費増額分（小学校18円、中学校21円）において、激変緩和措置額を定め（小学校9円、中学校11円）、公費負担する。</td> <td>778</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>778</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項													事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	学校給食費負担軽減事業	物価高騰による学校給食費増額分（小学校18円、中学校21円）において、激変緩和措置額を定め（小学校9円、中学校11円）、公費負担する。	778	—													合 計		778	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																	
学校給食費負担軽減事業	物価高騰による学校給食費増額分（小学校18円、中学校21円）において、激変緩和措置額を定め（小学校9円、中学校11円）、公費負担する。	778	—																																	
合 計		778																																		
総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実				☐ 過疎	☐ 辺地																													

予算書 ページ	50	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：社会教育課教育文化係				
事業名（大事業）		予算額				財源内訳				(単位：千円)			
		本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源				
人権・同和対策費		710	826	△ 116		345				365			

1. 事業の目的

すべての自治体の責務として、あらゆる差別と偏見を許さない「人権尊重のまち」の実現を目指し、町民ニーズを適宜把握しながら人権学習や啓発活動を効果的かつ継続的に推進する。

(1) 人権学習の充実

町民一人ひとりが人権問題を単なる知識として学ぶだけでなく、日常生活における人権侵害や差別、不合理に気づく視点を持ち、人権感覚を育んでいくための学習を推進する。

(2) 人権教育・啓発推進体制の充実

家庭・学校・地域や職場、人権擁護委員・民生委員等との連携を強化して、町ぐるみの啓発体制を整える。

2. 事業の概要

講演会、研修会による人権教育の推進、啓発を行う。

【財源：法務省人権啓発地域活性化事業委託金】

- ・「三朝町人権尊重のまちづくり集会」の開催
- ・「三朝町人権教育講座」の開催
- ・人権啓発番組の作成、放映

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
人権啓発講演会等事業	○三朝町人権尊重のまちづくり集会の開催 時期：令和6年11月頃 対象：全町民 内容：中学生による人権弁論発表 人権講演会、パネル展示等	710	国 10/10 (対象経費)
	○三朝町人権教育講座の開催 日常生活の中の様々な人権課題を正しく理解し、問題解決のための正しい行動に自発的に結びつく契機となる研修会を開催する。 ※「部落解放月間」の時期に合わせて実施 (7～9月に開催予定)		
	○人権啓発番組の作成、放映 三朝中学校の生徒による人権劇を15分版に編集し、NCNで放映することで町民の人権意識の向上と家庭で話し合う機会を提供する。		
合 計		710	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	61	予算 科目	6	款	1	項	12	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
トレーニングセンター管理費	1,299	1,367	△ 68			300	999						

1. 事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

トレーニングセンターの維持管理を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
トレーニングセンター火災共済保険料	・トレーニングセンター火災共済保険料	55	—
トレーニングセンター一般経費	トレーニングセンター維持管理のための維持管理経費 (消耗品費、光熱水費、修繕料、清掃・設備点検委託費等)	1,244	—
合 計		1,299	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	77	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
社会教育総務一般経費	533	561	△ 28				533						

1. 事業の目的

町民が生涯にわたって自主的に学習に取り組み、生き生きと豊かな人生を過ごすことができるよう、社会教育を推進する。

町民からの意見、有識者からの助言や指導、関係団体との連携などにより各種事業を展開する。

2. 事業の概要

- ・社会教育委員会の開催
- ・各種団体への負担金 など

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
社会教育一般経費	・社会教育委員会の開催経費 ・社会教育活動における一般事務消耗品経費	228	—
鳥取県公民館連合会負担金	公民館相互の連携を深め社会教育の振興に寄与することを目的とする鳥取県公民館連合会の負担金	4	—
鳥取県社会教育協議会負担金	県単位の効率的な社会教育の推進のため県内市町村教育委員会のほか県内社会教育団体で組織する協議会の負担金	5	—
鳥取県社会教育委員連絡協議会会費	県内各市町村の社会教育委員の研修・情報交換を目的に組織する協議会の負担金	12	—
東伯郡社会教育協議会負担金	社会教育効果向上を目的に東伯郡4町のほか郡内の社会教育団体で構成する協議会の負担金	36	—
倉吉地区少年補導センター負担金	倉吉警察署管内の少年の非行防止、健全育成を目的とする倉吉地区少年補導センターの負担金	248	—
合 計		533	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	次代を担う人づくりの推進 生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	77	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
人権・同和教育 事業費	4,005	3,927	78				4,005						

1. 事業の目的

すべての町民に人権問題についての正しい認識を広げるとともに、差別のない地域づくりを推進するために、三朝町の人権政策（方針・目的）に沿った人材教育、啓発活動を実施できる団体「三朝町人権教育推進協議会」に事業を委託する。

2. 事業の概要

- ・人権教育の学習内容、手法の研究
- ・人権教育に関する研修・講習会の開催
- ・人権教育に関する資料の収集、作成、提供
- ・各種団体・機関等との連携と相互交流の実施

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
人権教育推進員設置事業	人権教育推進員を設置し、啓発活動・研修計画の作成・実施及び関係団体の育成指導を図り、人権尊重の町づくりを推進する。	3,203	—
町人権教育推進協議会委託金	・人権学級の開催、協力員の研修 ・全国人権・同和教育研究大会（熊本県ほか） ・人権尊重社会を実現する鳥取県集会（県中部） ・中学3年生の人権学習交流会の派遣 ・啓発紙「共に生きる」、「人推協だより」の発行 ・事業所研修会の支援（企画、講師派遣等）	790	—
鳥取県人権教育推進協議会負担金	鳥取県人権教育推進協議会に参画し、県内における人権教育の連携を取りながら、幅広い視野で人権教育を推進する。	12	—
合 計		4,005	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	77	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
青少年育成事業費	3,552	2,080	1,472	1,485		190	1,877						

1. 事業の目的

地域全体で青少年の健全育成を支援する体制づくりに資する。

2. 事業の概要

学校と地域との連携を構築し、地域ぐるみで学校を支援、やさしくたくましい三朝町の子どもを育成するための各種事業を実施する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
コミュニティ・スクール推進事業	・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、地域学校協働活動を実施する。 ・学校と地域の連絡・連携を図る専任の地域コーディネーターを設置する。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	1,011	国1/3 県1/3
鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	鳥取県子ども会育成連絡協議会負担金	3	—
地域が育てる子ども総合対策事業	みささ青空体験塾（NPO法人に事業委託） ・地域の力で児童に体験活動の機会を提供することを目的に実施。月1回土曜日。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	1,218	国1/3 県1/3
三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業	姉妹都市盟約を締結している京都府城陽市との児童間交流事業。互いの地域文化を知り、親睦を深める。 令和6年度は京都府城陽市で開催。	702	—
みささ町かがやく子どもフェスティバル開催事業	各種青少年育成事業を広く町内外に向けて発信し、子ども達の成長を喜び、励まし、支える機運を高める機会とする。 活動発表、ものづくり・食育体験、各種イベントを開催。 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	488	国1/3 県1/3
【新】青少年育成団体補助金	・旧態組織を再編し「子どもの地域活動支援」を活動趣旨とする新たな青少年育成団体「みささ町子ども・若者育成会」に対する活動補助金を交付する。	130	
合 計		3,552	

4. その他特記事項

令和6年度より「青少年団体育成事業」と「青少年育成町民会議補助金」を事業統合。
※青少年育成町民会議と少年補導委員協議会を組織再編

総合計画での位置付け	第 1 節	学校教育の充実 次代を担う人づくりの推進	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	77	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
成人教育事業費	414	241	173			175	239						

1. 事業の目的

生涯学習講座を開催し、町民がいくつになっても学ぶことのできる生涯学習の場を提供する。

2. 事業の概要

生涯学習講座「三朝大学」を開催する。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
生涯学習講座「三朝大学」 開催経費	・生涯学習年間講座の開催 年8回 (5～12月 毎月1回開催) ・生活の中で身近なテーマによる講座、お出かけ講座などを実施する。 ・世代を問わず住民ニーズに沿った生涯学習の場を創出する目的で特別講座を開催する。	414	—
合 計		414	

4. その他特記事項

令和5年度事業「社会教育講座」は「三朝大学」に統合。特別講座枠を創設。

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	77	予算 科目	10	款	4	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																													
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
家庭教育事業費	80	80		53				27																													
1. 事業の目的 家庭における教育力の向上を図る。 2. 事業の概要 子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 (各学校、保育園、こども園で開催) 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭教育支援推進事業</td> <td>子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 保・こ・小・中の保護者・PTAを対象 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業</td> <td>80</td> <td>国1/3 県1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>80</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項														事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等	家庭教育支援推進事業	子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 保・こ・小・中の保護者・PTAを対象 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	80	国1/3 県1/3													合 計		80	
事業名（中事業）	事 業 内 容	予算額	負担割合等																																		
家庭教育支援推進事業	子どもの年代に応じた「子育て・親育ち講座」を開催する。 保・こ・小・中の保護者・PTAを対象 ※補助事業：学校・家庭・地域連携協力推進事業	80	国1/3 県1/3																																		
合 計		80																																			
総合計画での位置付け		第 1 節	生涯学習の振興			☐ 過疎		☐ 辺地																													

予算書 ページ	78	予算 科目	10	款	4	項	3	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
文化振興費	691	595	96				691						

1. 事業の目的
町民の文化芸術の振興を図り、心豊かな町民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

2. 事業の概要

- ・町文化団体連絡協議会の活動を支援
- ・町内児童・生徒対象の読書感想文コンクールと絵画コンクールの開催
- ・三朝町将棋フェスティバルの開催

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
文化振興事業費	・町文化団体連絡協議会の活動を支援する。 町芸能文化祭の開催の支援 各文化サークルの活動の支援 ・読書感想文、絵画コンクールを開催する。 (対象：町内児童・生徒)	351	—
三朝町将棋フェスティバル開催事業	・日本の伝統文化である将棋に親しむ機会を創出し、将棋大会や将棋教室を行う。 ・開催にあたり日本将棋連盟鳥取県キッズ支部に事業委託する。	340	—
合 計		691	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	文化芸術の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	80	予算 科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額				財源内訳				(単位：千円)				
	本年度	前年度	比 較		国県支出金	地方債	その他	一般財源					
保健体育総務費	4,031	3,809	222					4,031					

1. 事業の目的

町民が健康で笑顔あふれる町づくりのため、町民のスポーツ活動を支援、推進する。「町民一人1スポーツ」を目標に事業を展開する。
町民が幅広くスポーツに親しむ場と環境を提供しスポーツの振興を図る。

2. 事業の概要

- ・東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（スポレク祭）、県民スポレク祭への派遣
- ・中部地区駅伝競走大会への派遣・協力
- ・三朝町駅伝競走大会の開催
- ・三朝町体育協会への事業委託
- ・各種団体への負担金 など

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
保健体育一般経費	・中部地区駅伝競走大会への派遣及び事業協力（役員謝金、選手保険代等） ・三朝町駅伝競走大会の開催（交通指導員出勤費、送迎バス代等）、東伯郡民スポレク祭出場選手の派遣（保険代） ・各スポーツ大会等社会体育事業の開催、表彰	316	—
三朝町体育協会委託金	・郡民スポレク祭、県民スポレク祭への選手派遣（強化費） ・中部地区駅伝競走大会への選手派遣（強化費） ・各種スポーツ大会の開催、三朝町駅伝競走大会の開催、各競技団体の育成強化等	2,000	—
三朝町スポーツ少年団補助金	・スポーツ少年団の活動を支援する。 ※11単位団の指導者報酬、保険料等	905	—
東伯郡体育協会負担金	東伯郡体育協会への負担金（郡民スポレク祭、中部駅伝競走大会の開催経費等）	237	—
全国・中国大会等参加助成金	全国・中国大会等に出場する選手等への助成金	500	—
部活動地域移行検討委員会開催経費	中学校部活動の段階的な地域移行に向けて「三朝町部活動地域移行検討委員会」による協議を行う。	73	—
合 計		4,031	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	80	予算 科目	10	款	5	項	1	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																								
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																													
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
スポーツ推進委員活動事業費	1,054	871	183				1,054																														
1. 事業の目的 ・スポーツ推進委員により、本町の生涯スポーツ事業の発展及び普及を図る。 ・町民の生涯スポーツ活動を推進し、健康増進等を図る。 2. 事業の概要 生涯スポーツの普及・推進を図るためのスポーツ推進委員の報酬、活動経費等 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> <th>負担割合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ推進委員報酬</td> <td>・年額報酬 48,000円／人 × 12名</td> <td>576</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員活動費</td> <td>スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 ・生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 ・県・郡の研修会、中国大会への参加 ・スポーツ推進活動に係る備品購入</td> <td>454</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金</td> <td>鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金</td> <td>18</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金</td> <td>東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>1,054</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 4. その他特記事項														事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	スポーツ推進委員報酬	・年額報酬 48,000円／人 × 12名	576	—	スポーツ推進委員活動費	スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 ・生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 ・県・郡の研修会、中国大会への参加 ・スポーツ推進活動に係る備品購入	454	—	鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	18	—	東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	6	—	合 計		1,054	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																		
スポーツ推進委員報酬	・年額報酬 48,000円／人 × 12名	576	—																																		
スポーツ推進委員活動費	スポーツ推進員の活動及び研修に係る経費 ・生涯スポーツの普及・指導、定例会の開催 ・県・郡の研修会、中国大会への参加 ・スポーツ推進活動に係る備品購入	454	—																																		
鳥取県スポーツ推進委員協議会負担金	鳥取県内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	18	—																																		
東伯郡スポーツ推進委員連絡協議会負担金	東伯郡内のスポーツ推進委員が研修や情報交換を行い、互いの知識・技術向上を図るための協議会の負担金	6	—																																		
合 計		1,054																																			
総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興				☐ 過疎 ☐ 辺地																															

予算書 ページ	80	予算 科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
体育施設一般管理費	7,670	8,091	△ 421			500	7,170						

1. 事業の目的

町民の健康増進を目的とした生涯スポーツ、児童・生徒の学校教育（体育授業）等に幅広く活用していただくため、施設を適正に管理し、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

町営三朝球場、町営美の田テニスコート、多目的スポーツ広場、町営三朝陸上競技場、町民武道館、竹田町民体育館の維持管理を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
野球場一般管理経費	町営三朝球場の維持管理、電気設備等の保守点検 ・スポーツトラクタ修繕（部品交換）	2,972	—
テニスコート（人工芝）一般管理経費	町営美の田テニスコートの維持管理	58	—
多目的スポーツ広場一般管理経費	多目的スポーツ広場の維持管理	161	—
陸上競技場一般管理経費	町営三朝陸上競技場の維持管理	300	—
武道館一般管理経費	町民武道館の維持管理	272	—
体育施設一般管理経費	管理業者（町シルバー人材センター）への社会体育施設の維持管理業務委託料（除草、清掃等）	3,111	—
体育施設火災共済保険料	体育施設火災共済保険料	73	—
竹田地区体育館一般管理経費	竹田町民体育館の維持管理	723	—
合 計		7,670	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	81	予算 科目	10	款	5	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
体育施設維持補修費	122,233	23,200	99,033		46,000	70,771	5,462						

1. 事業の目的

社会体育施設の維持補修を行い、施設の持続的な利用を可能にすることで、町民のスポーツ活動の推進及び健康の増進に資する。

2. 事業の概要

- ・ねんりんピック2024の会場地となる町営三朝陸上競技場の環境改善（受入体制整備）を実施
- ・町営三朝球場の利用促進を図るため大規模改修を実施

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
陸上競技場維持補修費	ねんりんピック2024受入れに向け、支障竹木の伐採、スタンドフェンスの取替、管理棟や観覧席等の清掃を行う。	5,459	—
三朝球場改修事業	町営三朝球場のグラウンドの改修、ラバーフェンスの設置、スコアボードの新設を行う。	116,774	
合 計		122,233	

4. その他特記事項

町営三朝球場の大規模改修については、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成（toto）の対象事業として交付申請を行っている。（※R5.11交付申請～R6.4交付決定予定）

総合計画での位置付け	第 1 節	スポーツの振興	☒ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	--	-----------------------------

予算書 ページ	83	予算 科目	11	款	4	項	2	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係																										
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)																															
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源																																
過年発生災害復 旧事業費	19,786		19,786	1,856	17,800		130																																
1. 事業の目的 令和5年8月の台風7号の豪雨による名勝小鹿溪における被災箇所の復旧事業を実施する。 2. 事業の概要 ・被災した名勝小鹿溪の遊歩道の災害復旧工事 3. 事業内容 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th><th>事業内容</th><th>予算額</th><th>負担割合等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独災害復旧事業（名勝小鹿溪）</td><td>・名勝小鹿溪災害復旧工事</td><td>19,786</td><td>国70% 県10%</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td><td>19,786</td><td></td></tr> </tbody> </table>												事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等	単独災害復旧事業（名勝小鹿溪）	・名勝小鹿溪災害復旧工事	19,786	国70% 県10%																	合 計		19,786	
事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等																																				
単独災害復旧事業（名勝小鹿溪）	・名勝小鹿溪災害復旧工事	19,786	国70% 県10%																																				
合 計		19,786																																					
4. その他特記事項																																							
総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用				☐ 過疎		☐ 辺地																															

予算書 ページ	78	予算 科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
文化財保護調査 経費	929	1,062	△ 133				929						

1. 事業の目的

文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え、教育委員会に意見具申し、又はこのために必要な調査を行うために文化財保護調査委員会を設置する。

本町の文化財調査、保存及び活用に係る経費を計上するとともに、三徳山の世界遺産登録推進を図るため、関連調査等を実施する。

2. 事業の概要

- ・ 委員会の開催
- ・ 定例軽易な事務費
- ・ 世界遺産登録推進に係る調査
- ・ 加盟団体への負担金

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
文化財保護調査委員会費	文化財の保存と活用に関して教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、このために必要な調査を行うことを目的に設置。委員会開催による協議や開発事業との調整に係る現地確認等調査を行う。	150	—
文化財調査一般経費	本町の文化財保護・調査・活用に係る事務経費。 文化財に関する文化庁協議、全国史跡整備市町村協議会等への参加経費。	609	—
世界遺産登録推進調査経費	三徳山世界遺産登録を推進するため、調査研究、情報収集等を行い価値を高める取組みを継続して実施する。	145	—
全国史跡整備市町村協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会」への負担金。	20	—
全国史跡整備中国地区協議会負担金	史跡整備の推進を図るため加盟している組織「全国史跡整備市町村協議会中国地区協議会」への負担金。	5	—
合 計		929	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	----------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	78	予算 科目	10	款	4	項	4	目	所属：	社会教育	課	教育文化	係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
文化財保存事業 費	22,101	5,683	16,418	4,793			17,308						

1. 事業の目的

文化財の適正な保存と活用を図り、町民の文化の向上に資するとともに、確実に後世に継承する。

2. 事業の概要

- ・三徳山の価値を明らかにするための埋蔵文化財調査
- ・日本遺産三徳山三朝温泉を守る会の環境整備、保存活動、認知向上の取り組みへの支援
- ・町内県指定文化財の保存・活用に必要な修繕、防火・防犯対策の取り組みへの支援

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
三徳山遺跡発掘調査等事業	三徳山南麓の神倉地内の通称「湯」地区及び片柴急傾斜対策事業予定地の発掘調査を実施する。（国・県補助事業）	11,001	国1/2 県1/3 (国補助残の2/3)
日本遺産活用推進協議会補助金（保存事業）	日本遺産三徳山三朝温泉を守る会が行う活動に対して補助金を交付し、三徳山と三朝温泉の環境整備、保存活動や啓発を行う。	500	
県指定文化財保存・保護事業費補助金	県指定の名勝依山楼岩崎庭園の茶室「扶桑庵」の修繕及び三佛寺宝物殿・収蔵庫の火災報知器の改修の取り組みを支援し、保存・活用に繋げる。	10,600	県1/2 町1/4
合 計		22,101	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 4 節	観光の町の推進 文化財の保存と活用	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	----------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	79	予算 科目	10	款	4	項	6	目	所属：	図書館	課		係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
図書館管理運営費	24,495	20,750	3,745	29		24	24,442						

1. 事業の目的

- ・町民一人ひとりの生涯にわたる自主的な学習の支援
- ・暮らしや仕事、地域の問題解決への支援
- ・学校・家庭・地域を結び、地域教育力の向上支援
- ・郷土の歴史と特性を大切に、豊かな文化の創造
- ・人と本、人と人との出会いを広げ、さまざまな活動の発表や交流の場の提供
- ・ゆとりとぬくもりが感じられ、安全で安心な居心地の良い場の提供

2. 事業の概要

- ・図書館運営に係る経費（会計年度任用職員賃金等、図書館協議会開催経費、図書等貸出に関する経費、図書館システム保守委託料）
- ・図書館事業に関する経費（ブックスタート、英語村、おはなし会、各種講座・教室、古本市、読書習慣・図書館に関するアンケート調査 ほか）
- ・地域住民や各種団体と協働した企画展示の実施。
- ・読書活動推進団体の支援（大人のためのお話し会）
- ・図書館として所蔵する図書の充実を図り、利用者に喜ばれる図書館づくりを行う。
- ・各種研修、自己研鑽により職員の資質向上に努める。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
図書館一般管理費	・会計年度任用職員雇用費（5名） 16,953 ・図書館協議会運営費 64 ・図書館活動費 1,336 （消耗品費／講座等講師謝金／通信費等） - 各種講座・教室、古本市、アンケート調査 等 ・図書館システム維持管理費 1,749 ・簡易修繕費 50 ・備品購入（ブックカート） 25	20,177	子育て応援 市町村交付 金 29千円
図書等整備費	・消耗品費（雑誌、新聞） 984 ・図書データ使用料 264（町立図書館） 36（小・中学校） ・日本海新聞記事検索システム使用料 30 ・備品購入費（図書） 3,000	4,313	—
鳥取県図書協会負担金	・鳥取県図書館協会負担金 5	5	—
合 計		24,495	

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	79	予算 科目	10	款	4	項	6	目	所属：	図書館	課		係
事業名（大事業）	予算額			財源内訳				(単位：千円)					
	本年度	前年度	比 較	国県支出金	地方債	その他	一般財源						
図書館施設管理費	4,705	4,273	432				4,705						

1. 事業の目的

図書館施設の適正な維持管理による、安心安全で快適な居場所の提供

2. 事業の概要

- ・電気、機械設備の点検管理及び清掃等の施設維持管理を専門業者に委託し、機器及び施設の安定使用と長寿命化を図る。
- ・移動図書館しゃくなげ号の維持管理を適正に行う。
- ・感染症予防の観点から、室内換気等を行いながらも、空調の適正稼働を行い快適で安心安全な読書環境を提供していく。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額	負担割合等
図書館火災共済保険料	・建物災害共済保険料 28	28	—
図書館施設一般管理費	・施設管理等 3,172 (消耗品費、光熱水費、図書館車車検費用 等) ・施設管理業務委託費 1,505 (清掃、警備、リフト、電気保安、消防点検 等)	4,677	—
合 計		4,705	

4. その他特記事項

- ・館内エアコン室内機クリーニング実施予定（3年に1回実施）

総合計画での位置付け	第 1 節	生涯学習の振興	☐ 過疎	☐ 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

議案第 3 号

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

【条例改正の理由】

令和 5 年度から「放課後児童健全育成事業」の所管が厚生労働省から子ども家庭庁へ移管され、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和 5 年 4 月 12 日付こ成環第 5 号 こども家庭庁生育局長通知）により事業実施要綱の改正があったため、本町が実施する放課後児童健全育成事業についてもその運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。

【条例改正の概要】＜附則第 2 条（職員に対する経過措置）＞

放課後児童健全育成事業においては、各支援単位（本町内の 2 学童クラブ）について 2 名（以上）の放課後児童支援員（県知事認可の研修を受講し、資格を取得する必要がある。）の設置が必要だが、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正に合わせ、その 2 名の内 1 名についてあらかじめ研修計画を定めた上、放課後児童健全育成事業における勤務を開始した日から 2 年以内に県知事認可の研修を受講し、資格を取得することを予定しているものも含めるとする特例を定める。

改正前は、上記資格取得予定者（みなし支援員）の資格取得を令和 2 年 3 月 31 日までと定めていたが、当面の間、放課後児童健全育成事業の勤務開始から 2 年以内の資格取得による支援員のみなし規定を延長するという趣旨。

なお、令和 2 年 3 月 31 日以降、本町放課後児童健全育成事業の各支援単位（三朝西・東学童クラブ）において、三朝西学童クラブは 2 名（現在は 3 名）、三朝東学童クラブでは 2 名の配置が完了しているため、本改正に伴う支援員の不足は生じていない。

【施行の日】

公布の日とする。

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 月 日

三 朝 町 長

三朝町条例第 号

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （職員に関する経過措置） 第2条 <u>当分の間</u>、第9条第3項の規定の適用については、同行中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者</u>含む。）とする。 2 略	附 則 （職員に関する経過措置） 第2条 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間</u>、第9条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日までに修了することを予定している者</u>を含む。）とする。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

町立学校教職員の処分について

次のとおり町立学校教職員の処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 4 号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

議案第 5 号

三朝町教育委員会表彰について

次のとおり三朝町教育委員会表彰における被表彰者の決定について、三朝町教育委員会表彰規程（平成 25 年教委訓令第 1 号）第 3 条の規定による学校長からの推薦があったので、本委員会の承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会表彰規程 （表彰対象者）

第 2 条 表彰の対象者は、学校教育、社会教育、文化芸術等の分野で顕著な成績を収めた次に掲げる個人又は団体とする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（町内に存する学校に限る。）に在学する者又は当該者が属する団体。
- （2） 本町に現に住所を有し、学校教育法第 1 条に定める学校に在学する者又は当該者が属する団体。
- （3） その他三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた個人又は団体。

2 前項の規定にかかわらず、三朝町表彰条例（昭和 29 年三朝町条例第 52 号）の規定による表彰を受け、又は受ける予定である個人又は団体は、表彰の対象者としな

（表彰候補者の推薦）

第 3 条 学校の長は、前条の表彰の対象者に該当すると認められる個人又は団体がある場合は、教育委員会に当該個人又は団体を三朝町教育委員会表彰候補者として推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、教育委員会が別に定める日までに行わなければならない。

（被表彰者の決定）

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の規定により推薦のあった個人若しくは団体又は教育委員会が第 2 条第 1 項の表彰の対象者に該当すると認める個人若しくは団体のうちから、別に定める基準を満たす個人又は団体を被表彰者として決定するものとする。

【資料：令和5年度「三朝町教育委員会表彰」被表彰者候補一覧】

No.	区分	該当要件	被推薦者	所属 (推薦者)	大会名・功績内容	主催等
1	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	周南公立大学1年 福田 優衣	三朝町体育協会 (Soul Fighters)	令和5年8月27日 2023 ドッジボールシニアチャンピオンシップ in 中国 女子の部 優勝	(一財)日本ドッジボール協会 中国ブロック連絡会 【後援】(一財)日本ドッジボール協会
				三朝町体育協会 (Soul Fighters)	【参考】 令和5年2月12日 第23回鳥取県民スポーツレクリエーション祭 ドッジボール競技 シニアの部 優勝	鳥取県、(公財)鳥取県スポーツ協会
2	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	神戸学院大学1年 藤原 加奈子	三朝町体育協会 (Soul Fighters)	2023 ドッジボールシニアチャンピオンシップ in 中国 女子の部 優勝	(一財)日本ドッジボール協会 中国ブロック連絡会 【後援】(一財)日本ドッジボール協会
3	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校3年 福田 華生	倉吉東高校	令和5年6月16日～18日 第76回中国高等学校陸上競技対校選手権大会 男子やり投げ 3位入賞	中国陸上競技協会、中国高体連 他
4	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校2年 藤井 はる	倉吉東高校	令和5年10月6日～8日 第32回中国高等学校新人陸上競技対校選手権大会 女子ハンマー投げ 準優勝	中国陸上競技協会、中国高体連 他
5	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉東高校2年 矢吹 駿裕	倉吉東高校	令和5年10月6日～8日 第32回中国高等学校新人陸上競技対校選手権大会 男子1500m 4位入賞	中国陸上競技協会、中国高体連 他
6	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	倉吉総合産業高校3年 赤熊 琴	倉吉総合産業高校	令和5年6月16日～18日 第76回中国高等学校陸上競技対校選手権大会 女子やり投げ 6位入賞	中国陸上競技協会、中国高体連 他
				三朝町体育協会 (Soul Fighters)	【参考】 令和5年8月27日 2023 ドッジボールシニアチャンピオンシップ in 中国 女子の部 優勝	(一財)日本ドッジボール協会 中国ブロック連絡会 【後援】(一財)日本ドッジボール協会
7	文化等	表彰基準 第1項 (3)	鳥取中央育英高校2年 小浜 はな	鳥取中央育英高校	令和5年12月20日～23日 第55回鳥取県高校書道展 連盟賞(全国選出)	鳥取県高等学校文化連盟書道専門部 鳥取県高等学校書道教育研究会 【後援】鳥取県教育委員会 鳥取市教育委員会 他
8	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	鳥取城北高校2年 大橋 凜	鳥取城北高校	令和5年10月6日～8日 第32回中国高等学校新人陸上競技対校選手権大会 女子4×100mリレー 3位入賞	中国陸上競技協会、中国高体連 他
				鳥取城北高校	【参考】 令和5年9月15日～17日 第64回鳥取県新人陸上競技大会 女子100m 優勝 、女子200m 優勝 、女子4×100mリレー 優勝 、 女子4×400mリレー 優勝	鳥取県陸上競技協会、鳥取県高体連
9	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	鳥取城北高校1年 牧田 唯花	鳥取城北高校	令和5年5月27日～28日 第58回鳥取県高等学校総合体育大会サッカー競技の部 女子 優勝	鳥取県高等学校体育連盟 (一財)鳥取県サッカー協会 【後援】鳥取県教育委員会
10	スポーツ	表彰基準 第1項 (2)	米子高専1年 小谷 寛太郎	米子高専	令和5年7月8日～9日 第59回中国地区高等専門学校体育大会 バスケットボール競技の部 準優勝	大島商船高等専門学校 【共催】中国地区高体連 中国地区内各高等専門学校 【後援】中国地区内各教育委員会 他
11	文化等	表彰基準 第1項 (2)	三朝中学校3年 太田 健生	三朝中学校	令和5年10月17日受賞 中学生の「税についての作文・書写」コンクール 作文の部 鳥取県知事賞	全国納税貯蓄組合連合会 国税庁
				三朝中学校	【参考】 令和5年9月26日受賞 高円宮杯第75回全日本中学校英語弁論大会 鳥取県中部地区予選最優秀賞	倉吉市中学校教育振興会 東伯郡中学校教育振興会 中部地区中学校英語教育研究会
12	文化等	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校3年 安田 さくら	三朝中学校	令和5年10月17日受賞 中学生の「税についての作文・書写」コンクール 作文の部 鳥取県税理士会会長賞	全国納税貯蓄組合連合会、国税庁
13	文化等	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校3年 倉本 治重	三朝中学校	令和5年10月17日受賞 中学生の「税についての作文・書写」コンクール 作文の部 鳥取県法人会連合会会長賞	全国納税貯蓄組合連合会、国税庁
14	文化等	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校3年 重信 ひより	三朝中学校	令和5年12月7日受賞 障害者週間のポスター 中学生部門 最優秀賞	内閣府、各都道府県 各政令指定都市
15	文化等	表彰基準 第1項 (1)	三朝中学校2年 北岡 武朗	三朝中学校	令和5年11月24日受賞 第48回「小さな親切」作文コンクール 入選	(公社)「小さな親切」運動本部 【後援】内閣府、文部科学省 他
16	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝中学校2年 川北 煌晟	三朝中学校	令和5年9月16日 第51回中学新人陸上競技大会 中学男子走幅跳 優勝	(一財)鳥取県陸上競技協会 鳥取県高等学校体育連盟
17	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	チーム三朝ファイターズ Jr	スポーツ少年団 (ドッジボール)	令和5年2月12日 第23回鳥取県民スポーツレクリエーション祭 ドッジボール競技 小学生D2の部 優勝	鳥取県、(公財)鳥取県スポーツ協会
18	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 荒石 遥花	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年4月23日 第106回全山陰陸上競技大会 4×100mリレー 優勝	(一財)鳥根県陸上競技協会 【共催】松江市、松江市教育委員会 他 【後援】鳥根県教育委員会 他

No.	区分	該当要件	被推薦者	所属 (推薦者)	大会名・功績内容	主催等
19	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 中本 千絵	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年4月23日 第106回 全山陰 陸上競技大会 4×100mリレー 優勝	(一財)鳥根県陸上競技協会 【共催】松江市、松江市教育委員会 他 【後援】鳥根県教育委員会 他
20	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 竹部 颯華	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年4月23日 第106回 全山陰 陸上競技大会 4×100mリレー 優勝 、女子走幅跳び 優勝	(一財)鳥根県陸上競技協会 【共催】松江市、松江市教育委員会 他 【後援】鳥根県教育委員会 他
21	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 平 陽佳莉	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年4月23日 第106回 全山陰 陸上競技大会 4×100mリレー 優勝 、女子800m 優勝 女子ジャベリックボール投げ 優勝	(一財)鳥根県陸上競技協会 【共催】松江市、松江市教育委員会 他 【後援】鳥根県教育委員会 他
22	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 重信 圭吾	スポーツ少年団 (三朝AC)	①令和5年4月23日 第106回 全山陰 陸上競技大会 男子ジャベリックボール投げ 優勝 ②令和5年9月24日 第26回 鳥取県 小学生陸上競技大会 男子コンバインドB 優勝	(一財)鳥根県陸上競技協会 【共催】松江市、松江市教育委員会 他 【後援】鳥根県教育委員会 他
23	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校6年 加藤 琉夏	スポーツ少年団 (三朝AC)	①令和5年9月24日 第26回 鳥取県 小学生陸上競技大会 男子ジャベリックボール投げ 優勝 ② 鳥取県 スポーツレクリエーション祭 陸上競技 男子ジャベリックボール投げ 優勝	①(一財)鳥取県陸上競技協会 【後援】鳥取県教育委員会 他 ②鳥取県教育委員会、(公財)鳥取県スポーツ協会、(一財)鳥取県陸上競技協会
24	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校2年 長谷川 結優	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年10月15日 第1回 鳥取県 小学生打吹・羽衣クロスカントリーリレー大会 1・2年生の部 優勝	(一財)鳥取県陸上競技協会 【後援】鳥取県教育委員会 他
25	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校2年 小椋 明結	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年10月15日 第1回 鳥取県 小学生打吹・羽衣クロスカントリーリレー大会 1・2年生の部 優勝	(一財)鳥取県陸上競技協会 【後援】鳥取県教育委員会 他
26	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校2年 小椋 誠也	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年10月15日 第1回 鳥取県 小学生打吹・羽衣クロスカントリーリレー大会 1・2年生の部 優勝	(一財)鳥取県陸上競技協会 【後援】鳥取県教育委員会 他
27	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校2年 福山 颯太	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年10月15日 第1回 鳥取県 小学生打吹・羽衣クロスカントリーリレー大会 1・2年生の部 優勝	(一財)鳥取県陸上競技協会 【後援】鳥取県教育委員会 他
28	スポーツ	表彰基準 第1項 (3)	三朝小学校1年 坂本 煌太郎	スポーツ少年団 (三朝AC)	令和5年6月18日 第13回 鳥取県 夏季小学生陸上競技大会 1年男子 50m 優勝	主催 (一財)鳥取県陸上競技協会 後援 (公財)日本陸上競技連盟 他

【参考資料：令和5年度「三朝町スポーツ、文化芸術に対する表彰(顕彰)」被表彰者候補者一覧

No.	区分	該当要件	被推薦者	所属 (推薦者)	大会名・功績内容	主催等
1	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第4号	倉吉西高校2年 福田 桜穂	倉吉西高校	令和6年1月21日～24日 World Dodgeball 2024 Asian Championships Riyadh 女子の部 優勝	Asian Dodgeball Federation World Dodgeball Association
2	スポーツ	表彰要項 第3条第1項 第1号	倉吉西高校1年 野上 愛華	倉吉西高校	令和5年12月23日～25日 令和5年度第42回 全国 高等学校弓道選抜大会 女子団体 準優勝	(公財)全日本弓道連盟 【共催】(公財)全国高等学校体育連盟 【後援】スポーツ庁、(公財)日本武道館、東 京都、東京都教育委員会 他

協議事項(1)

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。

4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。

協議事項(2)

三朝町学校給食費単価の改定について

(1) 改定の理由

令和5年度に食料品の物価上昇により、学校給食費の値上げを実施したが、令和6年度も牛乳代が値上げ(4.63円)されることが決定しており、学校給食の質を維持するため、乳価上昇分の値上げを実施する。

(2) 改定額(一食単価)

区 分	現行(R5)	改正(R6)	差額	年間1人当たり190食とした場合の増減
小学校	294円	298円	4円増	760円増(約63.3円/月)
中学校	347円	351円	4円増	760円増(約63.3円/月)

※毎月の振替額 小学校5,100円/中学校5,900円

(3) 改定期期

令和6年4月1日から

(4) 学校給食費負担軽減について

(令和6年度当初予算計上 事業名：学校給食費負担軽減事業)

①事業内容：物価高騰に伴い値上げ行う給食費の激変緩和措置として令和5・6年に値上げした給食費上昇分の半額を支援し、子育て世帯の負担軽減を図る

②補助対象：三朝小学校・三朝中学校の児童、生徒の保護者

③事業費：778千円

積算根拠

●小学校 値上支援額9円/食

(R5・6値上額18円・食×1/2) × 273名 × 193食・年 = 474,201円

●中学校 値上支援額11円/食

(R5・6値上額21円・食×1/2) × 143名 × 193食・年 = 303,589円

	R4 給食費	R5 給食費 (前年比)	R6 給食費 (前年比)	R6 給食費 保護者負担 (R5 保護者負担)
小学校	280円	294円 (+14円)	298円 (+4円)	289円/人 (280円/人)
中学校	330円	347円 (+17円)	351円 (+4円)	340円/人 (330円/人)

《参考》

●中部の他市町の状況 1食当たりの単価 (単位：円)

自治体名	施設	R5		R6 (予定)		差額	備 考 (R6.2 聞取り)	実質負担額	
		生徒	教員	生徒	教員			生徒	教員
湯梨浜町	小学校	300		未定		－	保護者負担額は変更なし	282	未定
	中学校	350		未定		－		330	未定
北栄町	小学校	297		未定		－	保護者負担額は変更なし	278	未定
	中学校	352		未定		－		330	未定
琴浦町	小学校	314		324		10	公費負担予定額（保護者のみ）小学校 39 円、中学校 42 円	285	324
	中学校	358		368		10		326	368
倉吉市	小学校	303		323		20	公費負担予定額（保護者のみ）小学校 40 円、中学校 40 円	283	323
	中学校	342		362		20		322	362

●学校給食費の推移 (単位：円)

	H10	H11	H12	H13	H16	H17	H19	H20	H26	R5	R6
小学校	240	248	250	252	256	258	262	272	280	294	298
増減額		8	2	2	4	2	4	10	8	14	4

中学校	280	290	293	296	301	304	308	320	330	347	351
増減額		10	3	3	5	3	4	12	10	17	4

協議事項(3)

みささ生涯学習推進プラン（仮称）の計画骨子（案）について

三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年教委規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則
（委任事項）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

以下 略

みささ生涯学習推進プラン（仮称）の計画骨子（案）について

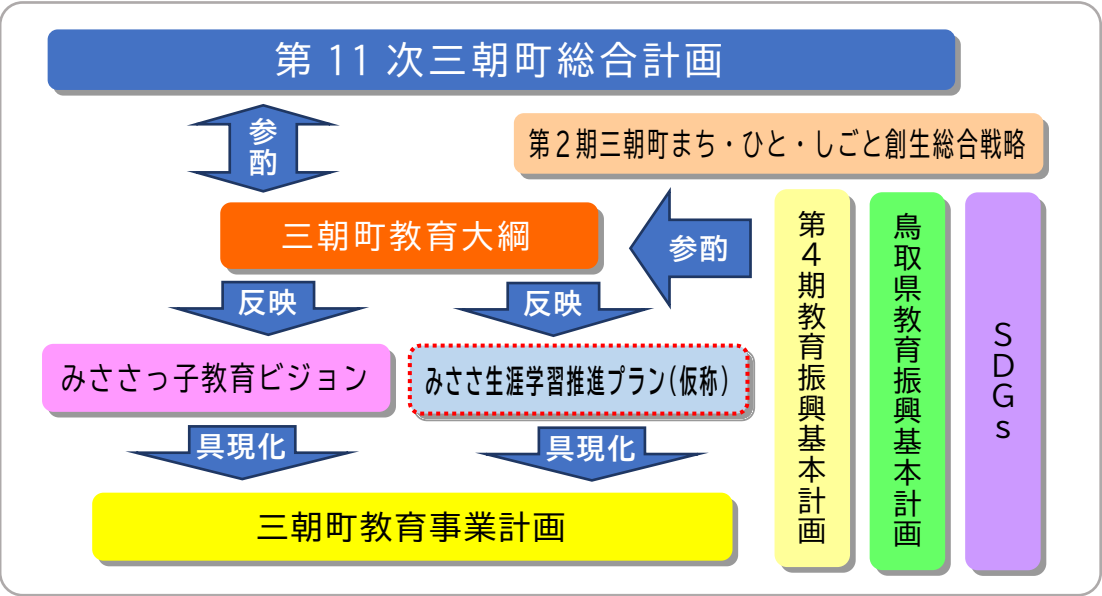
I 計画の概要

1 経緯及び見直しの趣旨等

昭和63年9月に議決された「生涯学習の町」宣言を根幹に、平成10年3月に生涯学習の町づくり推進計画「生き生きプラン21」が策定され、早や26年が経過。多様化する社会情勢、新型感染症による学びの環境変化、SDGsへの対応等、生涯学習を取り巻く環境の変化に対応するため、本町の教育大綱の基本理念である「“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」の実現を目指し、新たな生涯学習推進計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

新たな計画の策定にあたっては、『三朝町民憲章』及び『生涯学習の町』宣言の理念に基づき、本町の最上位計画である「第11次三朝町総合計画」（以下「町総合計画」という。）及び「三朝町教育大綱」（以下「大綱」という。）並びに「みささっ子教育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）との整合性を図るとともに、国県の教育振興基本計画やSDGsの視点を参酌し、本町における生涯学習分野の基本理念や方針、施策を総合的に推進するための計画に位置付ける。



3 計画期間

計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、最上位計画である町総合計画の基本理念との整合性を取りながら、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
第11次三朝町総合計画	前期計画(R1～R5)					後期計画(R6～R10)				
三朝町教育大綱(改訂)		R2～R10								
みささっ子教育ビジョン	R1～R10									
みささ生涯学習推進プラン(仮称)						R6～R10				

Ⅱ 生涯学習の理念と概念

1 生涯学習の理念

生涯学習の理念は、社会教育法第3条において次のとおり示されている。

生涯学習の理念と教育の3領域

生涯学習の理念（教育基本法第3条）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

2 生涯学習の概念

生涯学習は、家庭教育、学校教育、社会教育はもとより、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、職場や地域における共育、趣味にいたるまで、人が生涯にわたって自主的・自発的に行うあらゆる学習活動を包含するものであり、さらには、学びを通じた福祉の向上や青少年の健全育成、産業の振興、快適な生活環境づくり、連帯感のあるコミュニティの形成など、個人の領域からまちづくりまで、多様な側面を持った概念である。

生涯学習の概念

社会教育

学校教育を除き、主に青少年・成人に行われる組織的な教育
職場、地域、団体、公民館、図書館、美術館、ボランティア活動 など

学校教育

組織的／計画的な教育

段階的、共通の学び、知・徳・体、生きる力、個性の発見、社会性の基盤形成 など

家庭教育

全ての教育の出発点

生活習慣、生活能力、豊かな情操、思いやり、倫理観、自尊心、社会的マナー など

幼稚園・
保育所(園)等

小学校

中学校

高等学校等

大学等

職場・地域社会等

乳幼児期

少年期

青年期

成人期・高齢期



Ⅲ SDGsと生涯学習の関係性

SDGsとは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標」であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標である。

このうち、目標4では「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と掲げられており、学ぶことはSDGsすべての目標実現のキーワードであり、自ら思考し能動的（アクティブ）に学ぶ生涯学習は、非常に重要な役割を担っている。



Ⅳ 国における生涯学習の動向

我が国における生涯学習に係る体制の整備については、昭和63年に当時の文部省に生涯学習を担う局が設置された。以降、平成2年には「生涯学習振興法」が制定され、平成13年には社会教育法の一部改正が行われており、現在も中央教育審議会において様々な事案について議論がなされ、答申や計画が示されている。

1 中央教育審議会答申（平成27年12月）

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」

時代の変化に伴い、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みとして今後のコミュニティ・スクールの在り方や地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方等が示される。

2 中央教育審議会答申（平成30年12月）

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」

今後の地域における社会教育の在り方について、「社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくり」の重要性を示すとともに、新たな社

会教育の方向性を「開かれ、つながる社会教育の実現」と提示した。又、今後の社会教育施設については、学習の拠点としての役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組などの役割が求められている。

3 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和2年9月） 「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育」

～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

人生100年時代や Society5.0 などの社会の変化や課題、新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、新しい時代の生涯学習・社会教育の在り方について議論を行い取りまとめられており、今後の施策の展開に向け、3つのキーワード（①「命を守る」生涯学習・社会教育、②ICT活用、デジタル・ディバイド解消、③子供・若者の地域・社会への主体的な参画を提示している。

4 第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定） 〈令和5年度～令和9年度〉

令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」が各閣議決定される。本計画では2つのコンセプト（①持続可能な社会の創り手の育成、②日本社会に根差したウェルビーイングの向上）と5つの基本方針（①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話）が示される。

V 三朝町の現状と課題

平成10年3月策定の「生き生きプラン21」には、策定年度からの3か年までしか成果指標が設定されていないことから、町総合計画に掲げられている生涯学習及び社会教育関連の成果指標に基づいた事業成果を示すとともに、本町における人口減少と少子高齢化の推移、町内の社会教育・社会体育関連施設の利用状況、近年の社会情勢や新型コロナウイルスによる学びの環境変化、又、SDGsへの対応についても現状を分析する。

○第11次三朝町総合計画の成果指標（前期：令和元年～令和5年）

第1節 完成と自立心を育む町

第1項 みささ教育のすすめ

政策・体系・主要施策	目標値	実績値	達成
学校教育の充実			
学校コミュニティづくりの推進			
・コミュニティ・スクール活動事業	小中で実施	R4に組織化	○
・学校支援推進事業	小中計60人	小中計25人	未達成

第2項 ふるさとを愛する人づくり

政策分野・体系・主要施策	目標値	実績値	達成
時代を担う人づくりの推進			
青少年の健全育成			
・青少年団体の育成	1 団体 20 人	1 団体 20 人	○
家庭・地域教育の支援			
・共に取り組むふるさと教室	検討・実施	小中実施	△
地域活動などへの参加促進			
・魅力ある地域活動事業	検討・実施	小中実施	△
世代間交流・異年齢交流の促進			
・地域協議会との協働による交流事業	検討・実施	継続検討	未達成
文化芸術の振興			
文化団体などの支援と後継者育成			
・文化芸術サークル団体数と加入者数の増加促進	24 団体 250 人	18 団体 167 人	未達成
文化芸術機会の充実			
・総合芸術祭（仮称）の開催	R2～開催	再検討	未達成
・子どもの文化芸術体験の充実	R2～開催	毎年実施	○
・田舎の手仕事発掘・復活事業	R2～実施	調査検討	未達成
文化芸術施設の充実と利用促進			
・町総合文化ホールの利用促進	利用者 45,000 人	利用者 30,000 人	未達成
・三朝バイオリン美術館の利用促進	利用者 18,000 人	利用者 13,000 人	未達成
生涯学習の振興			
生涯学習機会の提供			
・生涯学習講座の開催	30 回開催	15 回開催	未達成
・みささ図書館活用推進	貸出冊数 120,000 冊	貸出冊数 80,000 冊	未達成
・三朝大学の開催	継続開催	継続開催	○
・多面的な学びの場づくり （手仕事・農産加工・ジビエなど）	検討・実施	5 回開催	○
・プロフェッショナル人材の活用	検討・実施	ゲストティーチャーの活用	○
人材の活用と活動の場の充実			
・高齢者×児童生徒 事業	検討・実施	青空体験塾 中学生ボランティア	○
人権の尊重			
・町民人権集会への参加促進	参加者数 250 人	参加者数 173 人	未達成
・人権教育講座への参加促進	参加者数 300 人	参加者 236 人	未達成
スポーツの振興			
スポーツ活動の普及と推進			
・各種大会などの開催及び選手派遣	参加者数 2,500 人	参加者数延べ 2,000 人	未達成
・各種スポーツ団体、スポーツ少年団への支援	制度設計	創出・支援	○
・スポーツ推進委員の確保と活用	定数確保	定数維持	○

政策分野・体系・主要施策		目標値	実績値	達成
	・スポーツ基礎講座(仮)の開催	検討・実施	継続検討	未達成
	・地域協議会事業との連携	検討・実施	ニュースポーツ体験	○
	多様なスポーツ活動の普及			
	・スポーツ推進委員によるニュースポーツなどの普及	スポ推委員派遣対象者 300 人	スポ推委員派遣対象者 300 人	○
	・三朝スポーツの創造	検討・実施	みささ式モルック確立 リズムダンス創作	○
	・ノルディックウォークの発展的な活用	検討・実施	ウォーキング事業展開 保こ園での歩育実施	○
	社会体育施設の充実と利用促進			
	・社会体育施設の利用促進	55,000 人/年	52,000 人/年	未達成

第4節 豊かな資源を活かす町

第4項 地域資源の活用に向けて

政策分野・体系・主要施策		目標値	実績値	達成
文化財の保存と活用				
文化財の調査				
	・三徳山の価値を証明するための調査	継続実施	継続実施	○
	・文化財の保存管理状況の把握	継続実施	継続実施	○
文化財の保存				
	・文化財保存活用地域計画の策定	R5 策定	未策定	未達成
	・三徳山・小鹿溪の保存活用計画の策定	R2 策定	R4 策定	○
	・文化財指定の推進	継続実施	継続実施	○
	・指定文化財修繕支援	継続実施	継続実施	○
文化財の活用				
	・情報発信媒体の多様化検討	継続実施	継続実施	○
	・文化財マップの作成	R2 作成・公開	未作成	未達成
	・講座などの開催	年 2 回	年 2 回	○

第5節 笑顔で元気に暮らせる町

第2項 つながりを大切にする地域づくり

政策分野・体系・主要施策		目標値	実績値	達成
情報発信と共有の推進				
I C Tの活用による地域活性化				
	・I T教室の開催	R5～開催	三朝大学で開催	○
	・S N S 教室	R2～開催	三朝大学で開催	○

VI 計画の体系及び今後の取り組むべき施策の視点

「人生100年時代」、「超スマート社会 (Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、町民一人ひとりが生涯にわたって「しあわせ」を実感

し、「学び」を通して豊かな「心」を創造していくためには、教育の『不易と流行』を取り入れていくことが求められている。

本町の新たな計画では、平成10年に策定された「生き生きプラン21」のレガシーを継承しながらも、国県の教育振興基本計画を参酌するとともに、町総合計画における町づくりの基本方針及び大綱やビジョンの方向性を踏まえ、多様化する社会情勢の変化等に対応した生涯学習施策の推進にむけた本町の指針とするため、基本理念と施策の方向性にSDGsへの対応も含めた具体的施策を展開する。

【基本的な考え方】

(1) 「生き生きプラン21」のレガシー

本プランには「生涯学習の町」宣言の具体的な実現を目指すため、成長・発達期毎の学習課題を示し、21世紀を展望しながら生涯にわたって学習を継続するための行動目標が掲げられている。その中で「生き生きと輝く人と町づくり」を推進するため、町民一人ひとりが本当の「しあわせ」を実感できる「豊かな未来を創造する心」の醸成を目指し続けることを基本理念としている。

「生涯学習の町」宣言

わたくしたちは、豊かな緑、清らかなせせらぎ、そして湯けむりに恵まれた「ふるさと三朝」をこよなく愛し、いつも「しあわせ」を実感して生きることが出来る人生と町づくりを生涯学習に求め

- ★ **健康で 笑顔のあふれる 町づくり**
- ★ **心豊かで 高い文化の薫る 町づくり**
- ★ **産業の振興で 活力のみなぎる 町づくり**

の実現を目指します。

そのため、町民憲章の精神をふまえ、生涯にわたって、いつでも、どこでも・自ら進んで学習を行い

- ★ **し** 社会の一員としての自覚と役割を高めつづけます。
- ★ **あ** あたたかい人間愛を育て、心のふれあいを深めつづけます。
- ★ **わ** 若さと健康を誇り、たくましく生きる力を養いつづけます。
- ★ **せ** 生業に励み、豊かさとうるおいを求めつづけます。

ここに、町制施行35周年を記念して、三朝町を「生涯学習の町」とすることを宣言します。

昭和63年11月 1 日

(2) 第11次総合計画及び教育大綱との整合性

①基本理念

本町の「町民憲章」及び「生涯学習の町」宣言の理念と精神が盛り込まれた「生き生きプラン21」のレガシーを継承しつつ、町総合計画の将来像である「笑顔と元気があふれ輝く町」及び大綱の基本理念「“ふるさと”を輝かせ 心豊かに学び合う “みささ人（びと）”の育成」を実現することを根幹とした基本理念とする。

②施策の方向性

基本理念を実現させるため、生涯学習の概念のもと、町総合計画の5つの「分野別将来像」及び大綱の6つの基本方針のうち、「学校教育（コミュニティ）、次代を担う人づくり、文化、伝統、地域資源（文化財）芸術、生涯学習、スポーツ、健康づくり」に関係する政策分野の基本方針に加え、SDGsの目標達成の実現に向けた施策の方向性を示すこととする。

(3) 策定にあたり参酌する取り組むべき施策・指標の視点

①第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

- ・2つのコンセプト
 - 「持続可能な社会の創り手の育成」
 - 「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」
- ・豊かな心の育成（体験活動・交流活動の充実）
- ・健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ・グローバル社会における人材育成
- ・主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ・生涯学び、活躍できる環境整備
- ・学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力の向上
- ・地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ・NPO・企業・地域団体等との連携・協働

②鳥取県の「教育に関する大綱」

- ・主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進
- ・社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進
- ・誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり
- ・一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実
- ・健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

③鳥取県教育振興基本計画 ※令和6年3月改定予定

- ・基本理念
 - 「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」
- ・社会全体で学び続ける環境づくり
- ・学ぶ意欲を高める学校教育の推進
- ・学校を支える教育環境の充実
- ・生涯にわたる健やかな体力づくりと運動、スポーツの推進
- ・文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

④人口減少時代の新たな地域づくりに向けて社会教育の振興方策について（平成30年12月）（中央教育審議会 答申）

- ・「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり
- ・開かれ、つながる社会教育の実現
- ・学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・多様な主体との連携・協働の推進
- ・多様な人材の幅広い活躍の促進
- ・社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

⑤我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（令和4年5月）
（教育未来創造会議 第一次提言）

- ・未来を支える人材を育む大学等の機能強化
- ・新たな時代に対応する学びの支援の充実
- ・学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

⑥～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・
社会教育に向けて～（令和4年8月）
（中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理）

- ・公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
- ・社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・地域と学校の連携・協働の推進
- ・リカレント教育の推進
- ・多様な障害に対応した生涯学習の推進
- ・国・地方公共団体が果たすべき役割

VII 計画策定に向けたスケジュール（予定）

令和6年度に予定されている本町の教育大綱中間見直しに合わせ、以下のスケジュールで計画の策定を進める。

年度	R 5	R 6			
時期	2～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
検討項目	計画 骨子 → 計画素案(パブコメ反映) →				
教育長		● 諮問			
教育委員会	● 方針説明	● 策定委員の委嘱		● 素案報告	● 計画策定
策定委員会		●	●		● 答申
議会		● 方針報告		● 進捗報告	● 策定報告
パブコメ					● 実施

【備考】

- ①4月の教育委員会定例会で計画策定委員を委嘱（社会教育委員を主）
- ②教育長から新たな生涯学習プランの素案作成を策定委員会へ諮問
- ③策定委員会が計画骨子を基に協議検討のうえ、素案を作成し教育長へ答申
- ④教育委員会への答申後、パブリックコメントを実施～反映
- ⑤R7.3月の教育委員会定例会にて新たな生涯学習プラン（成案）を承認
- ⑥計画策定後、議会へ報告のうえ、広報誌、ホームページ等で公表